

## 富山県在籍型出向支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び附則第15条の4の5の規定に基づく産業雇用安定助成金（以下「助成金」という。）の支給決定を受け、在籍型出向により従業員の雇用の維持を図る事業主に対し、富山県在籍型出向支援補助金（以下「補助金」という。）をこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。その交付に関しては、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業者)

第2条 この要綱において補助対象事業者は、助成金の支給決定を富山労働局等から受けた出向元事業主及び出向先事業主のうち、出向者に対して賃金を支給・補填した富山県内の雇用保険適用事業所であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 出向者に係る助成金の支給決定通知書及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業主であること。
- (3) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）をした事業主でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業主でないこと。
- (5) 国、県または市町村が出資による権利を有する事業主でないこと。
- (6) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業主でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業主でないこと。
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業主でないこと。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる

事業主でないこと。

(10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業主でないこと。

(11) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でない認められる事業主でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費は、令和3年4月1日から令和4年3月15日までに支給決定を受けた助成金に係る出向運営経費（賃金）とする。（ただし、令和3年3月31日までの出向運営経費（賃金）は除く。）

2 補助金の額は、前項の補助対象経費に相当する額として助成金の支給決定において算定された出向運営経費（賃金）に10分の1を乗じることにより得た額とする。

ただし、出向者1人1日あたり1,500円を上限とする。

3 前項の規定により算定した補助金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等の手続き)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を令和4年3月22日までに、県に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書兼実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 申請総括表（様式第1号(1)）及び補助金額算定調書（様式第1号(2)）

(2) 助成金の支給決定通知書の写し（支給決定通知書に添付されていた支給対象者別支給額算定調書（共通）を含む。）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、助成金の支給決定を県外の労働局から受けた場合は、補助金交付申請書兼実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 申請総括表（様式第1号(1)）及び補助金額算定調書（様式第1号(2)）

(2) 助成金の支給決定通知書の写し（支給決定通知書に支給対象者別支給額算定調書（共通）が添付されていた場合は、その写し。）

(3) 助成金の支給決定通知書に支給対象者別支給額算定調書（共通）が添付されていない場合は以下に掲げる労働局へ提出した助成金の申請書類の写し

①出向元事業所賃金補填・負担額等調書

②出向先事業所賃金補填・負担額等調書

③支給対象者別支給額算定調書（共通）

(4) その他知事が必要と認める書類

4 県は、補助金交付申請書兼実績報告書を受理した場合において、審査により、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、申請者に交付決定通

知書によりその旨を通知するものとする。

5 県は、補助金交付申請書兼実績報告書を受理した場合において、審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、理由を付して、書面により申請者に通知するものとする。

6 県は、補助金の交付目的を達成するため必要と認める場合には、必要な条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第4項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に富山県在籍型出向支援補助金取下げ申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第6条 県は、補助金の交付決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第7条 県は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 第4条第6号の規定により知事が付した条件に違反したとき、又は前条の知事の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第8条 県は補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(帳簿の備付等)

第9条 補助金の交付を受けた事業主は、補助金の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

富山県知事 殿

住 所（事務所の所在地）  
事業所（名称及び代表者名）

令和 年度富山県在籍型出向支援補助金（出向元）交付申請書兼実績報告書

富山県在籍型出向支援補助金（出向元）の交付を受けたいので、金 円を  
交付されるよう富山県在籍型出向支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により次の関係  
書類を添えて申請及び実績報告します。

関係書類

【県様式】

- 1 申請総括表（様式第1号（1））
- 2 補助金額算定調書（様式第1号（2））

【助成金に係る提出書類（写）】

- 3 助成金の支給決定通知書の写し（支給決定通知書に添付されていた支給対象者  
別支給額算定調書（共通）を含む。）

※支給決定通知書に支給対象者別支給額算定調書（共通）が添付されていない  
場合は以下の書類を添付。（第4条第3項第3号に規定する資料）

- ①出向元事業所賃金補填・負担額等調書
  - ②出向先事業所賃金補填・負担額調書
  - ③支給対象者別支給額算定調書（共通）
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第1号（第4条関係）

番 号  
年 月 日

富山県知事 殿

住 所（事務所の所在地）  
事業所（名称及び代表者名）

令和 年度富山県在籍型出向支援補助金（出向先）交付申請書兼実績報告書

富山県在籍型出向支援補助金（出向先）の交付を受けたいので、金 円を  
交付されるよう富山県在籍型出向支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により次の関係  
書類を添えて申請及び実績報告します。

関係書類

【県様式】

- 1 申請総括表（様式第1号（1））
- 2 補助金額算定調書（様式第1号（2））

【助成金に係る提出書類（写）】

- 3 助成金の支給決定通知書の写し（支給決定通知書に添付されていた支給対象者  
別支給額算定調書（共通）を含む。）

※支給決定通知書に支給対象者別支給額算定調書（共通）が添付されていない場  
合は以下の書類を添付。（第4条第3項第3号に規定する資料）

- ①出向元事業所賃金補填・負担額等調書
  - ②出向先事業所賃金補填・負担額調書
  - ③支給対象者別支給額算定調書（共通）
- 4 その他知事が必要と認める書類

富山県在籍型出向支援補助金 申請総括表

【出向元事業主申請欄】

① 出向元事業所	(1) 名称		(2) 所在地 〒				
			電話番号				
	(3) 事務担当者 職氏名		(4) 支給申請に係る出向労働者数		(5) 出向元補助対象額		
			人		円		
			銀行・金庫・組合 農協・漁協				本店・支店・出張所 本所・支所
	店番 ※2	※ゆうちょ銀行の場合		預金種類 ※普通・当座の別			
口座番号							
フリガナ 口座名義							

【出向先事業主申請欄】

② 出向先事業所	(1) 名称		(2) 所在地 〒				
			電話番号				
	(3) 事務担当者 職氏名		(4) 支給申請に係る出向労働者数		(5) 出向先補助対象額		
			人		円		
			銀行・金庫・組合 農協・漁協				本店・支店・出張所 本所・支所
	店番 ※2	※ゆうちょ銀行の場合		預金種類 ※普通・当座の別			
口座番号							
フリガナ 口座名義							

(2) 補助金交付申請額

① 出向元事業所交付申請額(補助対象額×1/10)	金	円
---------------------------	---	---

② 出向先事業所交付申請額(補助対象額×1/10)	金	円
---------------------------	---	---

(3) 誓約事項

富山県在籍型出向支援補助金の申請にあたり、次のとおり誓約します。

- 交付要件を満たしています。なお、申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。
- 富山県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者(以下「役員等」という。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当しません。また、役員等が暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

上記誓約事項の内容に同意します。(誓約事項を確認し、チェックしてください。)

補助金額算定調書

	①出向労働者氏名	②出向期間 ( ~ )	③支給対象期 ( ~ )	④当該支給対象期の 実労働日数(a)(日)	⑤出向元事業者賃金部分 助成対象額(b)	⑥出向先事業者賃金部分 助成対象額(c)	⑦助成対象額計 (d)=(b+c)	⑧1日あたりの賃 金部分対象額(e) =(d)/(a)	⑨一日あたりの賃 金上限 (15,000円)	⑩出向元補助対象額 (e) ≤ 15,000 ⇒ (b) (e) > 15,000 ⇒ 15,000 × (a) * (b)/(d)	⑪出向先補助対象額 (e) ≤ 15,000 ⇒ (c) (e) > 15,000 ⇒ 15,000 × (a) * (c)/(d)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
				計							
									交付申請額 (補助対象額 × 1/10)		

※①～⑥は、添付資料の支給対象者別支給額算定調書に基づき記載してください

番 号  
年 月 日

富山県知事 殿

住 所（事務所の所在地）

事業所（名称及び代表者名）

令和 年度富山県在籍型出向支援補助金取下げ申請書

令和 年 月付け富山県指令労政第 号で交付決定のあった標記補助金に係る申請を下  
記の理由により取り下げたいので、富山県在籍型出向支援補助金交付要綱第5条の規定に  
より申請します。

【取下げ理由】